

< トライアル雇用助成金 >

(若年・女性建設労働者トライアルコース)

若年者（35歳未満）または女性を建設技能労働者として一定期間
試行雇用し、トライアル雇用助成金（一般トライアルコースまたは
障害者トライアルコース）を受給した場合に支給

- ※ <> は生産性要件を満たした場合
- ※ () は中小企業事業主以外
- ※ (-) は中小企業事業主のみ

対象者	助成額
若年者または女性の建設技能労働者	月額最大4万円を最長3か月 (-)

パンフレット・申請様式・チェックリスト・提出先

パンフレット	申請様式	チェックリスト	提出先
建設事業主等に対する助成金 パンフレット ダウンロードページへ	建設事業主等に対する助成金 申請様式 ダウンロードページへ	チェックリスト一覧へ	山形労働局 職業対策課 TEL:023-626-6101